

2018年度 一般入学試験受験生対象 慶應義塾大学 「学問のすゝめ奨学金」 募集要項

1 奨学金の目的・特徴

本奨学金は、慶應義塾大学の学部第1学年に入学を強く希望する日本国内（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を除く）の高等学校等出身者で、人物および学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により本学への入学に困難を来している受験生に対し、経済支援を行うことを目的とします。

奨学金は年額60万円（ただし医学部は90万円、薬学部薬学科は80万円）で毎年の申請・審査により2年目以降も継続受給が可能です。受給期間は入学年度を含めて最長4年間（医学部、薬学部薬学科は最長6年間）となります。

選考については、一般入学試験出願前に申請を受け付け、候補者を決定します。その後、一般入学試験に合格し、入学後に所定の手続を行うことで奨学生として採用されます。

2 申請資格

以下①～⑥のすべての条件を満たしていなければなりません。

- ① 日本国内（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を除く）の高等学校等を卒業（修了）した者、または2018年3月に卒業（修了）見込みの者（注1）
- ② 本学の第1学年に入学を強く希望する者で、本学の2018年度一般入学試験に出願予定の者
- ③ 卒業した、または卒業見込みの高等学校等より、調査書の発行が受けられる者（注2）
- ④ 父母の「最新（平成28年度分）の所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した金額が給与・年金収入金額1000万円未満（税込）、事業所得金額514万円未満（税込）の者（注3）
- ⑤ 上記の高等学校等の教員より推薦を得られる者
- ⑥ 家族が日本国内（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を除く）に居住し、入学後、自宅外から通学する予定の者（注4）

- (注1) ・高等学校（特別支援学校の高等部を含む）もしくは中等教育学校
・高等専門学校第3学年
・専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、および2018年3月31日までに修了見込みの者
・高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定を含む）合格者は本奨学金の対象外となります。
- (注2) ・卒業見込み者は第3学年1学期までの成績が記載された調査書（2期制の高等学校の場合は、第3学年前期までの成績が記載された調査書）を提出してください。提出期間の都合上、第3学年前期の成績を記載できない2期制の高等学校の場合は、その旨が調査書備考欄に記載されていることが必要です。
・調査書と成績証明書のいずれも発行している場合は、必ず調査書を提出してください。
・調査書の発行ができない場合は、お問い合わせください。
- (注3) ・住民税や保険料等の控除前の総支給金額をさします。
・父母以外の者が家計支持者の場合は、その者についての給与・年金収入、事業所得。
・複数種類の収入・所得がある場合、合算して総合的に判定します。
- (注4) ・家族とは、原則として、主たる家計支持者である親とその血縁関係にある者を中心として構成される集団を指します。
家族が生活の中心をなす場所を自宅としますが、これはいわゆる実家のこと、家族の大多数が居住している場所を指します。よって、主たる家計支持者の父親が単身赴任しているような場合でも、自宅とはいわゆる実家のことを指します。

3 奨学金額・給付期間

- ①奨学金額 医学部 :90万円／年
薬学部薬学科 :80万円／年
その他の学部 :60万円／年

- ②給付期間 **入学後最長4年間**(医学部・薬学部薬学科は最長6年間)

入学後の2年目以降も継続して本奨学金の受給を希望する場合は、所定の期間内に継続申請書類を提出する必要があります。前年度までの学業成績・前年度報告書等に基づいた**審査を毎年受けることで、標準修業年限期間中の継続受給が可能**です。継続受給条件の詳細は、入学後の受給手続時にお知らせします。

4 地域ブロック

出身高等学校等の所在地のブロック別に選考を行います。

ブロック	対象の道・府・県(出身高等学校等所在地)
北海道・東北ブロック	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北関東・甲信越ブロック	茨城・栃木・群馬・新潟・山梨・長野
北陸・東海ブロック	富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿ブロック	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国・四国ブロック	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄ブロック	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

5 申請方法・期間・送付先

- ①申請方法 **簡易書留の郵送のみ**で受け付けます。6の申請書類を①～⑥の順ですべて揃え、**角形2号封筒**で提出してください。
特に、②推薦書と③調査書の両方が確実に揃っているか、**必ず教員に確認を行ってください**。
・封筒には**1人分のみ**を入れてお送りください。
・不備がある場合は、選考対象から外れる場合がありますのでご注意ください。
- ②申請期間 **2017年11月1日(水)～12月2日(土) 当日消印有効**
- ③送付先 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
慶應義塾大学学生部福利厚生支援担当 「学問のすゝめ奨学金」係

6 申請書類

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、その箇所を個人情報保護スタンプで消したうえで提出してください（黒塗りは不可）。

対象者	書類	用紙	詳細
全員	① 「学問のすゝめ奨学金」申請書	様式1-1) 様式1-2)	<p>様式1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保証人氏名」欄以外は、全て申請者本人が記入してください。 「保証人氏名」欄は、必ず父母のいずれか(父母ともにいない場合は父母に代わって家計を支えている者)が自署・捺印をしてください。 <p>様式1-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全て申請者本人が記入してください。
全員	② 「学問のすゝめ奨学金」推薦書	様式2)	<ul style="list-style-type: none"> 卒業した、または卒業見込みの高等学校等の教員が記入・署名捺印し、厳封してください。 申請者本人をよく知る教員(例:担任、部活動顧問、指導主任等)からの推薦とします。 別途ワープロ文書で作成されたものを様式に貼る場合は、4箇所に教員もしくは高等学校の割印をお願いいたします。
全員	③ 調査書		<ul style="list-style-type: none"> 学校長が作成し、厳封してください。 過去に複数の高等学校等に在籍し、卒業した、または卒業見込みの高等学校の調査書に全期間の成績が記載されていない場合は、その前に在籍した高等学校の調査書もあわせて提出してください。 本奨学金への申請で提出いただいた調査書を一般入学試験の出願書類として転用することはできません。
全員	④ 父母両方の所得証明書 平成29年度(平成28年度分)	原本	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月1日現在に世帯所在地のある市区町村役所で発行しています。税務署で発行される納税証明書では受付できません。また、所得証明書の名称は市区町村により異なります。 本資料は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。市区町村役所には、これらの事項すべてが必ず明記されるように申請してください。収入金額等が“***** (アスタリスク)”等で目隠しされているものは 受け付けできません。 所得の有無に関わらず提出してください。専業主婦の場合で収入が0円の場合でも、収入0円・総所得0円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付できません。また、パート勤務等で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。 父母以外の者が主たる家計支持者の場合は、その者の所得証明書も併せて提出してください。
該当者のみ	⑤ 収入に関する証明書類 ※2016年から2017年にかけて収入が著しく変わった場合のみ		<ul style="list-style-type: none"> 2016年から2017年にかけて就職・転職・減給・再雇用・退職・廃業等の理由により年収が著しく変わった場合、その理由と現在の年収がわかる書類を提出してください。
全員	⑥ 返信用封筒(長型3号の封筒)		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の郵便番号、住所、氏名を明記し、82円切手を貼り付けてください。 氏名の後ろに必ず「様」と書いてください。

様式1-1)、様式1-2)、様式2)は、慶應義塾大学「学問のすゝめ奨学金」Webサイト

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/shogaku/gakumon.html> よりダウンロードしてください。

7 選考・結果発表

志望学部を問わず、地域ブロック単位で、学業成績・家計状況・推薦内容等に基づき書類審査を行い、奨学生候補者を決定します。

選考結果は、申請者全員に対し、返信用封筒で**2018年1月上旬頃に発送予定**です。

8 奨学金受給手続と給付日

入学後、所定の期間内(2018年4月上旬頃を予定)に在籍キャンパスの奨学金担当窓口にて受給手続を行ってください。手続の詳細、必要書類等に関しては、選考結果通知時にお知らせします。

給付日は、2018年5月下旬頃(銀行振込)を予定しています。

9 個人情報の取り扱い

本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、次の事項にのみ利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

- ①本奨学金の選考・決定
- ②慶應義塾大学の奨学金制度における調査、研究、分析
- ③上記①、②に付随する業務

10 その他注意事項

- ①本奨学金の申請や選考は、一般入学試験の合格に影響を与えるものではありません。また、本奨学金の候補者としての決定は、一般入学試験の合格を保証するものではありません。
- ②本奨学金の候補者に採用されても、他大学との併願、他大学への入学を制限することはありません。また、本奨学金の候補者に採用された学生が、一般入学試験に合格したにもかかわらず、入学を辞退しても、翌年以降その出身高等学校からの申請や推薦入試等に影響が及ぶことはありません。
- ③一般入学試験以外の入試制度で合格して入学する場合には、本奨学金を受けることはできません。
- ④本奨学金の申請において提出いただいた各種書類・証明書等は返却いたしません。一度提出いただいた書類への追加・差替えはできません。
- ⑤入学後、他の奨学金を申請することは可能です。ただし、申請条件は併用となる他の奨学金の定める基準に準じます。
- ⑥次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。
 - ア) 学則に基づく休学、退学、停学または原級等の場合
 - イ) 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
 - ウ) その他奨学生として不適格と認められた場合
- ⑦ 奨学生として、奨学生交流会等の会合が開催される際は**必ず出席する必要があります**。

11 お問い合わせ

慶應義塾大学(三田キャンパス)

学生部福利厚生支援担当

(月曜～金曜/8:45～16:45) Tel:03-5427-1570 E-mail:lifeshogaku@info.keio.ac.jp